

原議保存期間10年
(平成27年12月末日まで)

警察庁丙交指発第51号

警察庁丙刑企発第42号

平成17年11月11日

警察庁交通局長

警察庁刑事局長

各管区警察局長
警視総監殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

自動車等による業務上過失傷害事件に係る簡約特例書式の一部改正について
交通事故当事者の負担軽減及び捜査書類作成の一層の合理化を推進するため、平
成17年12月1日から簡約特例書式が自転車運転及び自動車等のドア開放に起因する
交通事故に関する(重)過失傷害事件についても適用されるとともに、その書式が
一部改正されることとなり、別添のとおり平成17年11月11日付け最高検企第282号を
もって次長検事から通知があったので、通知する。

なお、新たな簡約特例書式の運用については、別途指示するところによること。

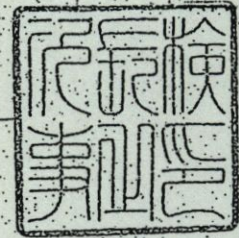


最高検企第282号

平成17年11月11日

警察庁次長 吉村博人 殿

次長検事 上田 廣



平成14年11月26日付け最高検企第270号次長検事依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について（参考通知）

この度、標記の件について、別添1のとおり検事長及び検事正に通達するとともに、別添2のとおり刑事部長から高等検察庁及び地方検察庁次席検事に通知したもので、参考までに通知します。

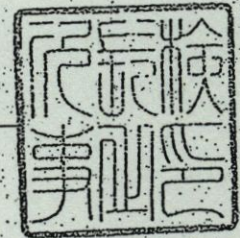
別添1

最高検企第279号

平成17年11月11日

検事長 殿
検事正 殿

次長検事 上田 廣



平成14年11月26日付け最高検企第270号依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について（依命通達）

標記通達の一部を下記のとおり改正し、平成17年12月1日から実施することとしたので、同日から本改正に基づく取扱いが実施されるよう司法警察職員に指示することとされたい。

なお、このことについては、法務省刑事局、最高裁判所及び警察庁と協議済みであるが、少年事件についても実施することとなるので、対応する家庭裁判所と事前に協議を行った上、その了解を得ることとされたい。

記

- 1 題名中「業務上過失傷害事件」を「業務上過失傷害等事件」に改める。
- 2 第2「簡約特例書式の適用範囲について」中、「業務上過失傷害事件」の次に「及び自転車運転又は自動車等のドアの開放に起因する（重）過失傷害事件」を加える。
- 3 第2、14(2)末尾に次の一文を加える。

「（自転車が通行することができることとされている歩道、路側帯及び自転車横断帯における自転車運転に起因する事件を除く。）」

4 別添1中「自動車等による業務上過失傷害事件簡約特例書式目次」を「自動車等による業務上過失傷害等事件簡約特例書式目次」に改める。

5 別添1, 様式第1号, 被疑者の項中

「

罪名	<input type="checkbox"/> 業務上過失傷害 刑法211条1項前段
罰条	<input type="checkbox"/> 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号

」

を

「

罪名	<input type="checkbox"/> 業務上過失傷害 刑法211条1項前段
	<input type="checkbox"/> 過失傷害 刑法209条1項 <input type="checkbox"/> 重過失傷害 刑法211条1項後段
罰条	<input type="checkbox"/> 道路交通法違反 同法 条 項 号, 条 項 号

」

に改める。

6 別添2, 第2, 1, (1), ア中「業務上過失傷害事件」を「業務上過失傷害等事件」に改める。

別添2

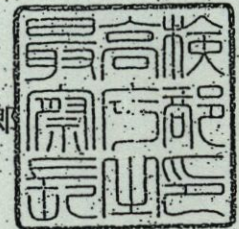
最高検刑第418号

平成17年11月11日

高等検察庁次席検事 殿

地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 板木 庄太郎



平成14年11月26日付け最高検企第270号次長検事依命通達「自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式について」の一部改正について（通知）

標記について、本日付け最高検企第279号次長検事依命通達が発せられ、平成17年12月1日から実施されることとなった。

本改正は、自動車等による業務上過失傷害事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式を更に簡約化した書式（以下「簡約特例書式」という。）を自転車運転及び自動車のドア開放に起因する交通事故（以下「自転車等事故」という。）に関する（重）過失傷害事件についても適用することとするものであり、その運用に当たっては、下記の諸点に留意されたい。

なお、下記の取扱いについては、警察庁と協議済みである。

記

1. 告訴に関する教示書の交付について

自転車等事故について簡約特例書式を適用する場合には、過失傷害罪が親告罪であることにかんがみ、警察官において、被害者に対し、別添1「告訴に関する教示書」を交付して告訴に関する説明を行い、告訴意思が少なくともその時点ではないことを確認した上、別添2「『告訴に関する教示書』受領書」に署名押印を得、同受領書を添付して送致が行われる。（重過失傷害罪を適用することとなる

事件についても、同様の手続を行う。)

2 告訴意思の確認について

自転車等事故については、それが親告罪となり得ることにかんがみ、被害者の告訴意思を最後に確認したときから、おおむね2週間以上を経過して事件送致がされる場合、警察において、電話等適宜の方法で、改めて告訴意思を確認した上で送致が行われる。それ以外の場合には、特別の事情のない限り、改めて告訴意思を確認することなく送致が行われる。

いずれの場合も、検察官は、送致記録に基づいて告訴の有無を判断し、事件処理を行うこととなる。

3 送致後に被害者から告訴がなされた場合について

自転車等事故が簡約特例書式により送致された後に、被害者から告訴がなされた場合には、直ちに送致警察署と協議し、必要に応じて補充捜査を尽くさせる必要がある(送致警察署にあっては、基本書式の例により関係書類を追送するなどの対応をとることとなる。)

告 訴 に 関 す る 教 示 書

あなたが負傷した交通事故に関して、加害者が過失傷害罪として起訴されるには、あなたの告訴が必要です。次の点にご注意ください。

1. 過失傷害罪は親告罪であり、被害者の告訴(犯罪被害に遭ったことを申告するとともに、加害者の処罰を求める意思表示をすること)が、加害者を起訴するための条件の一つになります。
2. 告訴は、口頭又は書面で、警察官又は検察官に対して行わなければなりません。
3. 告訴は、加害者を知った日から6か月以内にしなければならず、6か月を経過するとできなくなります。

平成 年 月 日

〇〇県〇〇警察署長

「告訴に関する教示書」受領書

次の事項について説明を受け、その旨を記した「告訴に関する教示書」を受け取りました。

1. 過失傷害罪は、被害者の告訴が起訴の条件となること。
2. 告訴は、警察官又は検察官に対して口頭又は書面で行うこと。
3. 告訴は、加害者を知った日から6か月を経過するとできなくなること。

〇〇県〇〇警察署長 殿

平成 年 月 日

氏名

印